

広島県告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

平成二十年十一月十日

広島県知事 藤田雄山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十七年十二月十一日農林水産省告示第二千二十一十五号（一及び二に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び
関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）